



2017年8月22日
株式会社日立製作所
執行役社長兼 CEO 東原 敏昭
(コード番号:6501)
(上場取引所:東・名)

当社に対する仲裁申立てに関するお知らせ

株式会社日立製作所(執行役社長兼 CEO:東原 敏昭/以下、日立)は、日立を被申立人とする仲裁の申立てがありましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 仲裁申立ての経緯及び内容

(1)経緯

2016年5月9日付および2017年2月8日付ニュースリリース「MHPSの南アフリカプロジェクトに関する協議状況について」でお知らせした通り、日立と三菱重工業株式会社(以下、MHI)との間でMHIと日立の火力発電システム事業を統合した合弁会社である三菱日立パワーシステムズ株式会社(以下、MHPS)が取り組んでいる南アフリカ共和国でのボイラー建設プロジェクト(以下、本プロジェクト)を対象とする事業譲渡に係る譲渡価格の調整について協議を継続していましたが、日立は、2016年3月31日にMHIより当該事業譲渡に関する価格調整金等(以下、譲渡価格調整金等)の支払いの請求を受けました。その後、日立は、2017年1月31日にMHIより譲渡価格調整金等の請求金額を増額した支払請求を受けました。

これらに対して、日立は、いずれの請求も契約に基づく法的根拠に欠けるため応じられない旨をMHIに回答し、MHIとの協議を継続していましたが、2017年8月21日、一般社団法人日本商事仲裁協会(以下、JCAA)より、2017年7月31日にMHIが譲渡価格調整金等の支払請求に関して仲裁を申し立てた旨の通知を受領しました。なお、本仲裁は、日本法に準拠し、JCAAの商事仲裁規則に従って、東京において行われます。

(2)内容

本仲裁申立てにおいて、MHIは、日立に対して、譲渡価格調整金等として約90,779百万南アフリカランド(1ランド=8.53円換算で約7,743億円)の支払いを求めています。

2. 仲裁を申し立てた者の概要

(1)名称:三菱重工業株式会社

(2)所在地:東京都港区港南二丁目16番5号

(3)代表者:取締役社長 宮永俊一

3. 今後の見通し

MHI による請求は契約に基づく法的根拠に欠けるため、日立としては受け入れられるものではありません。日立は、今後の仲裁手続を通じて、事実関係や法的根拠を説明することによって本仲裁に真摯に対応していきます。

なお、日立は、本プロジェクトに関するこれまでの協議状況を踏まえ、合理的に見積もった金額に基づき適切に会計処理を行っています。

<将来の見通しに関するリスク情報>

本資料における当社の今後の計画、見通し、戦略等の将来予想に関する記述は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等の結果は見通しと大きく異なることがあります。その要因のうち、主なものは以下の通りです。

- ・ 主要市場（特に日本、アジア、米国および欧州）における経済状況および需要の急激な変動
- ・ 為替相場変動
- ・ 資金調達環境
- ・ 株式相場変動
- ・ 原材料・部品の不足および価格の変動
- ・ 長期契約におけるコストの変動および契約の解除
- ・ 信用供与を行った取引先の財政状態
- ・ 製品需給の変動
- ・ 製品需給、為替相場および原材料価格の変動並びに原材料・部品の不足に対応する当社および子会社の能力
- ・ 新技術を用いた製品の開発、タイムリーな市場投入、低コスト生産を実現する当社および子会社の能力
- ・ 価格競争の激化
- ・ 人材の確保
- ・ 社会イノベーション事業強化に係る戦略
- ・ 企業買収、事業の合弁および戦略的提携の実施並びにこれらに関連する費用の発生
- ・ 事業再構築のための施策の実施
- ・ 持分法適用会社への投資に係る損失
- ・ 主要市場・事業拠点（特に日本、アジア、米国および欧州）における社会状況および貿易規制等各種規制
- ・ コスト構造改革施策の実施
- ・ 自社の知的財産の保護および他社の知的財産の利用の確保
- ・ 当社、子会社または持分法適用会社に対する訴訟その他の法的手続
- ・ 製品やサービスに関する欠陥・瑕疵等
- ・ 地震・津波等の自然災害、感染症の流行およびテロ・紛争等による政治的・社会的混乱
- ・ 情報システムへの依存および機密情報の管理
- ・ 退職給付に係る負債の算定における見積り

■ 報道機関お問い合わせ先

株式会社日立製作所 ブランド・コミュニケーション本部 広報・IR 部 [担当: 寺師]

〒100-8280 東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 6 号

電話: 03-5208-9323 (直通)

以上